

3 いじめに対する措置について

いじめ対策委員会等でいじめとして対応すべき事案と判断した場合は、教育的な配慮のもといじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全も確保しながら、いじめた児童についての事実確認を迅速かつ正確に行い、真摯にその解決にあたる。

特にいじめを受けた児童や保護者の心情を受け止め、その気持ちに寄り添いながら対応する。また、正確な情報や指導状況等を伝え、学校としての対応について理解してもらい信頼回復に努める。

いじめた児童やその保護者には正確な事実関係を伝える。また、「どんな理由があろうともいじめは許されるものではない。」という毅然とした態度で臨む。そして形式的な謝罪に終わらないように人間性、社会性の向上等、児童の人格の成長に配慮した指導を行う。

さらに、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡をとり、警察への相談、通報の対応を行う。

なお、ネット上のいじめについても学校内での対応が困難な場合は、必要に応じて教育委員会と相談しながら警察や関係機関（法務局等）と適切な連携を図っていく。

1 いじめられた児童及び保護者への支援

いじめられた児童を徹底して守り通すことを児童及び保護者に伝え、事実関係を聴取する。確認した事実は迅速に保護者に連絡する。

その際、組織的に対処することとし、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、教育的配慮のもとでケアや支援を行うこと等に留意しながら、その心情を受け止め、その気持ちに寄り添いながら共感的に対応し不安を和らげる。

2 いじめた児童への指導及び保護者への助言

「いかなる理由があろうともいじめは絶対に許されない。」という毅然とした態度で指導し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は人権を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

また、いじめの背景にも目を向け当該児童の健全な人格の発達に配慮した指導を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮のもと特別の指導計画による指導（出席停止も含む）も行う。

いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡をとりながら警察への相談、通報を行い対処する。保護者には正確な情報を迅速に与え継続的な助言を行う。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために、臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つように指導する。

4 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的にを行い、いじめが解消したとみられる場合でも、継続的に十分な注意を払って観察し、必要な指導を行う。

5 いじめ解消の判断

①いじめの行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

6 再発防止

いじめが解消している状態に至った後も、いじめが過去にあったことを踏まえ、日常的に注意深く観察するとともに、同学年会やいじめ対策委員会で発生事案ごとの原因や課題を確認し再発防止にあたる。その際は、表面的、形式的になることなくいじめの未然防止の視点から、根源的な課題についても解決策を検討、企画、実施し学校改善や児童集団の成長を促す。